

令和6年高島市教育委員会第4回定例会会議録（要旨）

- 1 開催日時 令和6年4月24日（水）
開会 午後2時00分 閉会 午後3時30分
- 2 開催場所 高島市役所新館2階 教育委員会室
- 3 会議次第
教育長あいさつ
令和6年第3回定例会会議録承認
令和6年第2回臨時会会議録承認
議第29号 臨時代理につき承認を求めることについて
（高島市社会教育委員の委嘱）
議第30号 臨時代理につき承認を求めることについて
（高島市子ども読書活動推進計画検討委員会委員の委嘱および任命）
議第31号 臨時代理につき承認を求めることについて
（高島市スポーツ推進審議会委員の委嘱および任命）
議第32号 臨時代理につき承認を求めることについて
（高島市教育支援委員会委員の委嘱および任命）
議第33号 臨時代理につき承認を求めることについて
（高島市立学校結核対策委員会委員の任命および解任）
議第34号 臨時代理につき承認を求めることについて
（高島市学校給食運営委員会委員の委嘱）
議第35号 高島市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱および任命について
議第36号 小中一貫教育を推進するための中学校区小中一貫教育コーディネーターの任命について
議第37号 高島市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則案
議第38号 高島市教科用図書選定委員会委員等の委嘱および任命について
議第39号 高島市教科用図書選定委員会への諮問について
議第40号 高島市小中学校再編基本方針（案）について
報告第8号 高島市育英基金条例施行規則の制定について
報告第9号 高島市生涯学習関係補助金交付要綱の一部改正について
報告第10号 令和6年度高島市立小中学校教職員人事異動について
報告第11号 令和5年度高島市立学校学校評価について
- 4 出席委員
川島教育長、田邊委員、橋本委員、高木委員、森委員
- 5 事務局出席者
饗庭教育総務部長、饗庭教育指導部長、赤水スポーツ振興部長、中川教育総務部次長（図書館

長取扱)、平井教育総務部次長(教育総務課長取扱)、野崎スポーツ振興部次長(国スポ・障スポ大会推進課長取扱)、竹井社会教育課長、小川文化財課長、横井川文化ホール館長、加藤市民スポーツ課長、川原林学校教育課長、保木学事施設課長、藤原学校給食課長、池山教育総務課主任、中村教育総務課主査

6 会議を傍聴した者 0人

7 議事の経過 別紙のとおり

議事の経過

開会 教育長が第4回定例会の開会を宣言

会議録の署名委員の指名 橋本委員、森委員

議題の公開／非公開 議第38号および議第40号について非公開とすることを決定

議第29号 臨時代理につき承認を求めることについて
(高島市社会教育委員の委嘱)

【説明】 竹井社会教育課長

本件は、令和6年3月31日をもって任期満了となった社会教育委員1名について、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和6年4月1日に高島市社会教育委員に委嘱することについて臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものである。

社会教育委員は、年数回の会議を開催し、市の社会教育の推進のため諸計画の立案や研究調査などを行っており、今回、社会教育委員として委嘱した今井俊彦氏は、学校教育関係者として中学校校長会から選出された方である。

任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間である。

【質疑等】 なし

【採決】 承認

議第30号 臨時代理につき承認を求めることについて
(高島市子ども読書活動推進計画検討委員会委員の委嘱および任命)

【説明】 竹井社会教育課長

本件は、子ども読書活動の推進に関する法律に基づき、第4次高島市子ども読書活動推進計画の策定にあたり、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和6年4月1日に高島市子ども読書活動推進計画検討委員会委員に委嘱することについて臨時に代理をしたので、これを報告し、承認を求めるものである。

第1号委員として高島市図書館協議会の委員を1名、第2号委員として小学生の保護者を1名、第3号委員として民間団体関係者である学校図書室ボランティアを1名、第4号委員として学校図書館の関係者を小学校と中学校からそれぞれ1名、第5号委員として公立図書館の関係者を1名、第6号委員として保育園または認定こども園の関係者を1名、第7号委員として関係行政担当者を2名、計9名に委嘱あるいは任命をしたものである。

任期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間である。

【質疑等】

○田邊委員

第3号委員の学校図書室ボランティアはどのような団体か。

○竹井社会教育課長

読み聞かせサークルをしている団体である。

【採 決】 承認

議第31号 臨時代理につき承認を求めることについて
(高島市スポーツ推進審議会委員の委嘱および任命)

【説 明】 加藤市民スポーツ課長

本件は、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和6年4月1日に臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものである。

高島市スポーツ推進審議会委員の任期が令和6年3月31日をもって満了となったことから、高島市スポーツ推進審議会規則第2条第1項に基づき、学識経験を有する立場から1名、関係行政機関の職員から2名、スポーツの推進に関する識見を有する立場から5名、計8名について、委嘱あるいは任命したものである。

第2期高島市スポーツ推進計画にかかる実行計画の推進と前年度の評価等、市のスポーツ施策全般について、専門的な立場や高島市の実情に応じたご意見、ご提言をいただけるものと考えている。

任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間である。

【質疑等】 なし

【採 決】 承認

議第32号 臨時代理につき承認を求めることについて
(高島市教育支援委員会委員の委嘱および任命)

【説 明】 川原林学校教育課長

本件は、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和6年4月1日に臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものである。

医師2名、学識経験者6名、関係教育機関の職員14名、関係行政機関の職員6名、計28名を委嘱あるいは任命したものである。

中学校区、また市全体の教育支援委員会などにおいて、支援を必要とする子どもたちに応じた判定等をしていただくことになる。

任期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間である。

【質疑等】 なし

【採 決】 承認

議第33号 臨時代理につき承認を求めることについて
(高島市立学校結核対策委員会委員の任命および解任)

【説明】 保木学事施設課長

本件は、人事異動に伴い、高島市立学校結核対策委員会規則第3条第1項の規定に基づき、委嘱および任命をしている結核対策委員会委員10名のうち、3名の委員を臨時代理により、令和6年3月31日付けで解任し、同年4月1日に新たに任命したので、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、これを報告し、承認を求めるものである。

新たに任命した委員は、第5号委員の市立学校の校長の2名のうち1名、第6号委員の市立学校の養護教諭の2名のうち1名、第7号委員の教育長が必要と認める者の2名のうち1名の計3名である。

任期は、結核対策委員会規則第3条第2項の規定により、前任者の残任期間とし、令和6年4月1日から令和6年5月31日までの2カ月間である。

【質疑等】 なし

【採決】 承認

議第34号 臨時代理につき承認を求めることについて
(高島市学校給食運営委員会委員の委嘱)

【説明】 藤原学校給食課長

本件は、高島市学校給食運営委員会委員の委嘱について、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和6年4月1日に臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものである。

第1号委員として小学校・中学校の校長5名、第2号委員として小学校・中学校の保護者代表5名、第3号委員として公益を代表する者3名を委嘱したものである。

給食内容の調査研究や学校給食に関する事項ならびに共同調理場の運営について審議いただき、学校給食に関する施策について意見・提言等をいただくことになる。

任期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間である。

【質疑等】 なし

【採決】 承認

議第35号 高島市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱および任命について

【説明】 竹井社会教育課長

本件は、令和6年3月31日をもって任期満了となった高島市子ども読書活動推進協議会委員に

ついて、高島市子ども読書活動推進協議会設置要綱第3条第2項の規定に基づき、高島市子ども読書活動推進協議会委員を委嘱および任命することについて、議決を求めるものである。

高島市子ども読書活動推進協議会は、本市の子ども読書環境の整備に向けて、高島市子ども読書活動推進計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するため設置されたものである。

このたび、委嘱および任命しようとする委員は高島市子ども読書活動推進協議会設置要綱第3条第2項に規定の関係団体等から推薦された9名で、このうち新任が7名、再任が2名で、第1号委員の高島市図書館協議会委員の井上恵美氏と、第3号委員の民間団体関係者の学校図書室ボランティアの福原博美氏である。

任期は、令和6年4月25日から令和8年3月31日までである。

【質疑等】 なし

【採 決】 可決

議第36号 小中一貫教育を推進するための中学校区小中一貫教育コーディネーターの任命について

【説 明】 川原林学校教育課長

本件は、高島市小中一貫教育の実施に関する規則第3条第3項の規定に基づき、高島市小中一貫教育中学校区統括校および学園のコーディネーターに任命することにつき、議決を求めるものである。市内6中学校区から教員6名を任命する。

任期は、令和6年4月25日から令和7年3月31日までである。

【質疑等】 なし

【採 決】 可決

議第37号 高島市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則案

【説 明】 川原林学校教育課長

本件は、令和6年度から市職員および会計年度任用職員の夏季特別休暇が拡充されることに伴い、高島市外国語指導助手任用規則の一部を改正することにつき、議決を求めるものである。第15条第1項第10号中「夏季休業中」を「夏季休業日」に、「学校閉校日のうち休日および代休日を除いて原則として連続する3日間」を「5日間」に改める。

【質疑等】 なし

【採 決】 可決

議第38号 高島市教科用図書選定委員会委員等の委嘱および任命について

【説明】 非公開

【質疑等】 非公開

【採決】 非公開

議第39号 高島市教科用図書選定委員会への諮問について

【説明】 川原林学校教育課長

令和7年度使用教科用図書の選定について、高島市教科用図書選定委員会に諮問をすることにつき、議決を求めるものである。

令和7年度に中学校において使用する教科用図書および令和7年度に小中学校の特別支援学級において使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書について当該委員会で検討し、意見の答申をいただくこととしている。

【質疑等】 なし

【採決】 可決

議第40号 高島市小中学校再編基本方針（案）について

【説明】 非公開

【質疑等】 非公開

【採決】 非公開

報告第8号 高島市育英基金条例施行規則の制定について

【説明】 平井教育総務部次長

本件は、先の高島市議会3月定例会において、高島市育英資金貸付基金条例、高島市清水安三育英資金貸付基金条例、高島市高島屋奨学金育英資金貸付基金条例の3条例が廃止され、それらの規定を一元的に定めた高島市育英基金条例が新たに制定され、この条例の施行に関して必要な事項は規則で定めることとされていることから、高島市育英基金条例施行規則が制定されたので、教育委員会に報告するものである。

【質疑等】 なし

報告第9号 高島市生涯学習関係補助金交付要綱の一部改正について

【説明】 小川文化財課長

文化振興団体の育成および関係団体が行う文化の継承振興について、今後も継続した支援を行うため、補助金要綱が一部改正されたので報告するものである。この補助金の交付要綱は、生涯学習社会にふさわしい人づくりや地域づくりを推進するために補助金を交付するもので、該当する団体の所管課は文化財課だけでなく、社会教育課、文化ホールと複数課にまたがっている。

補助金の概要として、交付の目的は大きく2つに分かれ、社会教育関係団体の育成を支援するものと社会教育の事業の実施を支援するものがあり、また補助金の交付率は、団体や事業の財源状況に応じて、事業費の1/2以内、9/10以内、10/10以内の3つの補助率に分かれている。

今回の改正は、文化財課の関係団体の育成支援にかかる補助率の見直しと、文化ホールの関係団体が行う文化事業の補助率の見直しの2点である。いずれもこれまでから活動を行っている団体であるが、交付される補助率の基準に厳密に照らすと、団体運営や事業実施が困難なことから、今後も継続して支援を行うために改正を行った。

【質疑等】

○橋本委員

補助金交付団体にとってはありがたい制度で、継続していただきたい。

報告第10号 令和6年度高島市立小中学校教職員人事異動について

【説明】 川原林学校教育課長

令和5年度末の人事異動により、19名が市外に、15名が市内に異動となった。新規採用教職員については、小学校教諭7名、中学校教諭5名、養護教諭1名、事務職員2名の配置となった。

【質疑等】 なし

報告第11号 令和5年度高島市立学校学校評価について

【説明】 川原林学校教育課長

別冊資料のとおり、市内全ての小中学校が統一した様式により評価報告書を作成したので、報告するものである。

【質疑等】

○田邊委員

全体的に見て、新旭北小学校の評価が低いように思う。

○川原林学校教育課長

学校の自己評価を厳しくした。

○橋本委員

学校と地域の連携カリキュラムについて、地域の要望等もあると思うが、子ども達の興味分野や学校の方針と照らし合わせて、内容を考えてほしい。

○饗庭教育指導部長

子ども達の活動が制度となり、形骸化しないように進めていきたい。

閉会 教育長が第4回定例会の閉会を宣言